

地域福祉計画の策定と効果的な見直しに向けて

目次

- 1 策定の趣旨** P 1
 - (1) 計画の概要と位置付け
 - (2) 計画に盛り込むべき事項
 - (3) 法定5項目の具体的な内容
- 2 計画の策定状況** P 3
 - (1) 全国の策定状況
 - (2) 道内市町村の策定状況
- 3 道内市町村における計画策定の体制と過程** P 4
 - (1) 主な担当課の状況
 - (2) 計画の策定方法
 - (3) 他計画との一体的な展開
 - (4) 策定委員会の構成員
- 4 管内市町村の策定状況** P 6
 - (1) 市町村ごとの状況
 - (2) 支援の方向性
- 5 計画策定の効果** P 7
 - (1) 地域福祉の理念や役割の認識共有
 - (2) 進行管理のプロセスを活用した地域福祉の推進
- 6 策定に向けた検討の流れ（一例）** P 8
 - (1) 国ガイドラインに沿った主な掲載項目と担当課を一覧化する
 - (2) 主たる策定課・係を定める
 - (3) 策定作業の前段として必要なこと（① 策定委員会の設置準備）
 - (3) 策定作業の前段として必要なこと（② アンケート調査の準備）
 - (4) 検討から策定に至るスケジュールの一例

令和7年2月28日

釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課

1 策定の趣旨

(1) 計画の概要と位置付け

- ✓ 地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等を協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもの。

主な
内容の
具体例

- 属性を問わない包括的な支援体制の構築
- 生活困窮者への支援
- 制度の狭間にある課題を抱える方への対応
- 権利擁護の支援
- 見守り支援の推進方策

- ✓ その位置付けについては、高齢者・障がい者・児童その他福祉の各分野に共通的な事項を記載する、福祉分野のいわゆる「上位計画」とされている。
- ✓ この計画の策定は、平成12年の改正社会福祉法で新たに規定され、平成30年の法改正により、これまで任意とされていたものが、努力義務化された。

地域福祉計画は、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進していくための計画であるとともに、包括的な支援体制の整備（法第106条の3）を図るための行動指針となるものであり、計画策定が要件となる補助事業もあることなどから、市町村ごとのニーズや課題に対応できるよう、早期に取り組んで行くことが必要。

(2) 計画に盛り込むべき事項

- ✓ 地域福祉計画に盛り込むべき事項は、社会福祉法上、次の5項目が掲げられており、国のガイドラインにおいては、これらを踏まえなければ、「法上の地域福祉計画としては認められない」とされている。
- ✓ このため、計画策定に当たっては、主体的に法定5項目の趣旨を勘案し、具体的な内容を掲載するとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込む必要がある。

1 高齢・障がい・児童その他の福祉に共通して取り組むべき事項

2 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3 社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

5 包括的な支援体制の整備に関する事項

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（第三・市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）

(3) 法定5項目の具体的な内容

1 高齢・障がい・児童その他の福祉に共通して取り組むべき事項

- 就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携
- 各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応のあり方
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
- 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- 市民後見人等の育成や活動支援など、権利擁護のあり方
- 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や支援のあり方
- 保健医療・福祉等を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 地域住民等が主体的に生活課題の解決に取り組むことができる地域づくり
- 官民連携の促進や地域福祉への関心の喚起に向けた寄附や共同募金等の推進
- 地域づくりに資する事業を一体的に実施するための補助金を活用した連携体制
- 全庁的な体制整備

2 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- 必要なサービスを利用することができる仕組みの確立
- サービスの評価や内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 利用者の権利擁護
- 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

3 社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

- 社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進
- 公的サービスの連携による公私協働の実現

4 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- 住民等の動機付けと意識向上、地域福祉推進への主体的参加の推進
- 地域福祉を推進する人材の養成

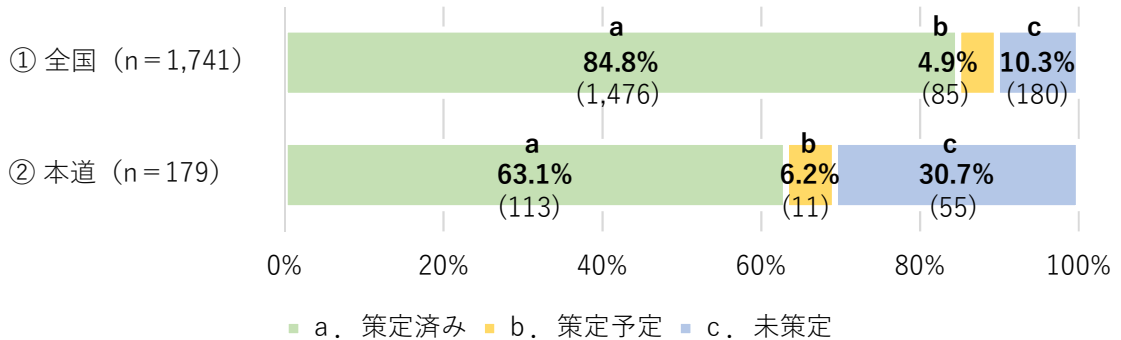
5 包括的な支援体制の整備に関する事項

- 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- 多機関の協働による市町村における包括的な支援体制の構築

2 計画の策定状況

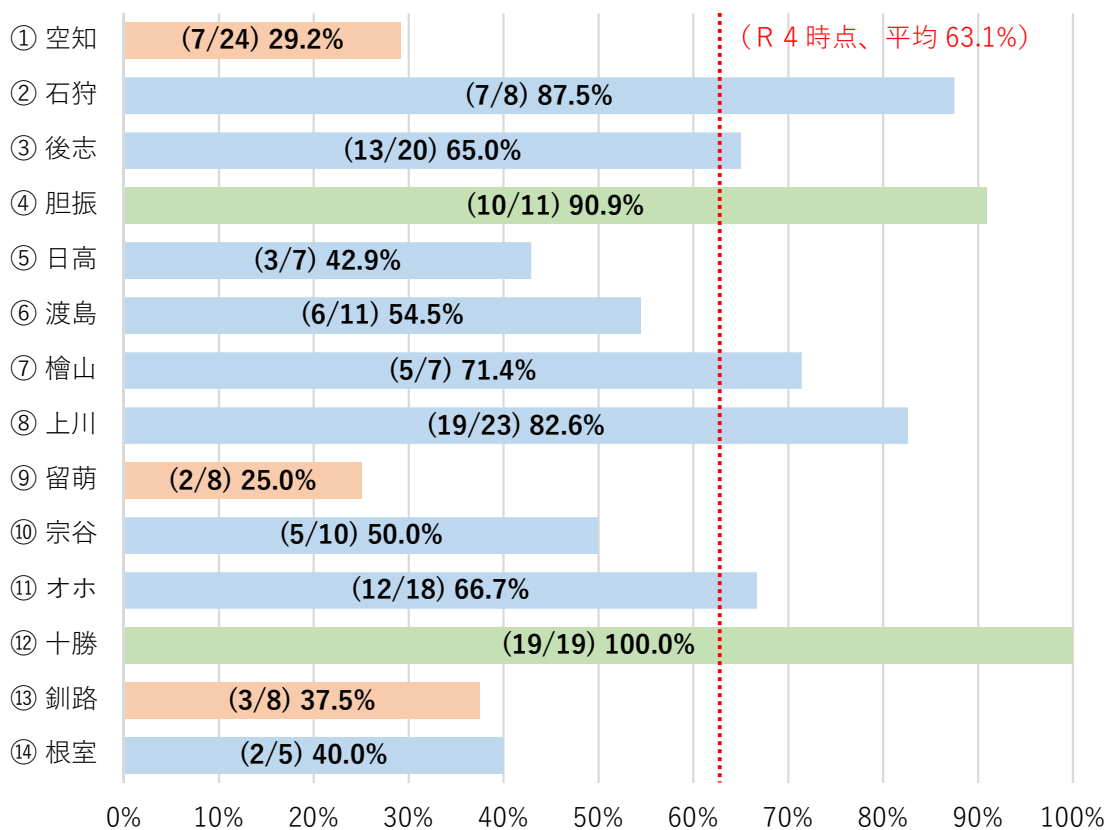
(1) 全国の策定状況

- ✓ 地域福祉（支援）計画の策定状況は、全国的に年々高まりつつあり、都道府県計画の策定率が平成31年には100%に達し、市町村計画についても、令和4年度時点で84.8%となっている。
- ✓ こうした中、道内市町村に限ってみると、その策定率は63.1%にとどまっており、全国平均を下回る状況が認められている。



(2) 道内市町村の策定状況

- ✓ 道内市町村の策定率について、振興局ごとにみると地域差が顕著であり、胆振や十勝管内が90%を超えている一方、空知・留萌・釧路管内は20～30%台となっている。



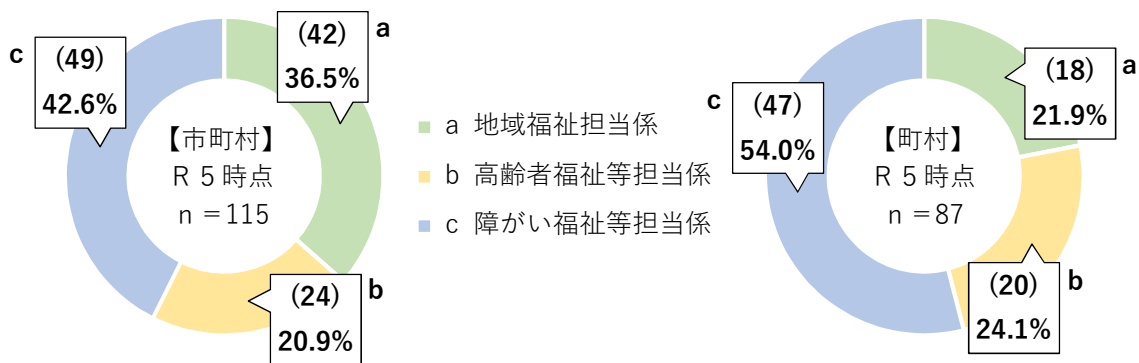
3 道内市町村における計画策定の体制と過程

(1) 主な担当課の状況

- ✓ 計画策定を担当している課・係については、市町村全体で見ると、「c 障がい福祉等担当係」が42.6%で最も多く、次いで「a 地域福祉担当係」が36.5%となっている。
- ✓ 町村単位で見ると、市町村全体と同様、「c 障がい福祉等担当係」が54.0%で最も多いが、「a 地域福祉担当係」の割合は小さく、「b 高齢者福祉等担当係」が次点となる。

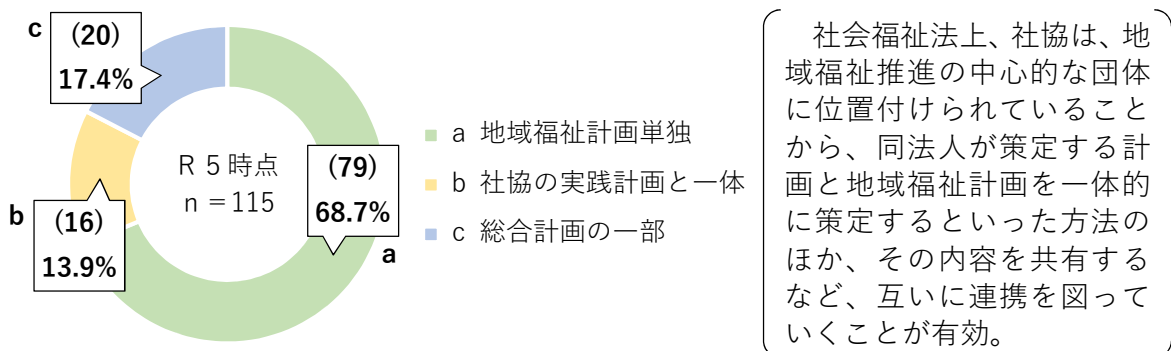
{ a : 生活困窮者支援や民生委員制度、権利擁護等
 b : 介護保険制度をはじめとする高齢者支援施策
 c : 障害福祉サービスや相談支援、手帳・手当等 } を主に担当する部署

として形式的に分類したものであり、実際の業務の負担割合などを正確に勘案したものではないことに留意が必要。



(2) 計画の策定方法

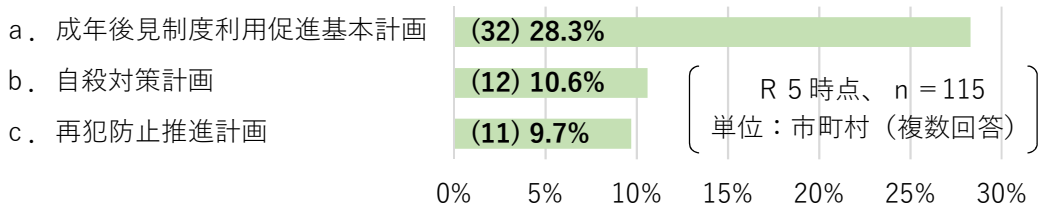
- ✓ 国のガイドラインにおいて、地域福祉計画は、単独で策定する方法のほか、社協の地域福祉活動（実践）計画と一体的に策定する方法や既定の計画を地域福祉計画の一部とみなす方法も可とされている。
- ✓ 道内市町村では、「a 地域福祉計画単独」が68.7%で最も多い一方、「c 総合計画の一部」として策定している例、「b 社協の実践計画と一体」的に策定している例も一定割合ある。



※ bは、両計画を一つの内容としてとりまとめて製本・公表しているなど、外観上一体的に策定していることが明らかな場合に限って計上しており、「内容の一部を共有している」「連携・連動している」といったものは含めていない。

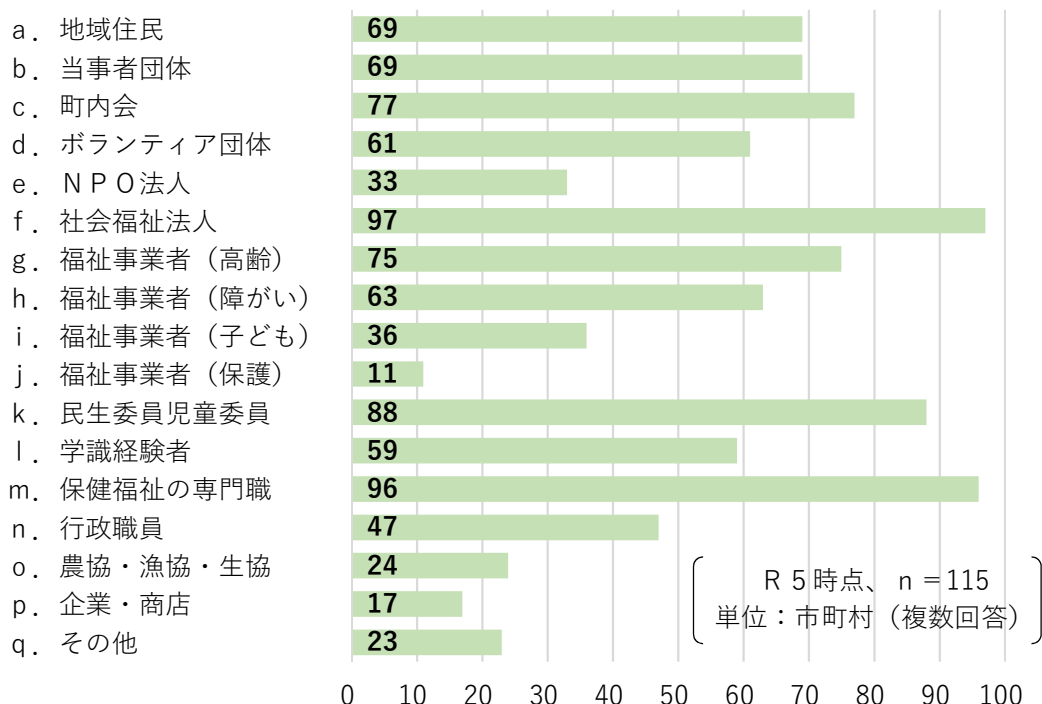
(3) 他計画との一体的な展開

- ✓ 前記3-(2)の「既定の計画を地域福祉計画の一部とみなす方法」について、「既定の計画」とは具体的に、国のガイドラインにおいて、成年後見制度利用促進基本計画や自殺対策計画、再犯防止推進計画等が「地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野」とされている。
- ✓ こうした取扱いを踏まえ、道内市町村では、「成年後見制度利用促進基本計画」を地域福祉計画の一部としている例が28.3%、「自殺対策計画」が10.6%、「再犯防止推進計画」が9.7%ある。



(4) 策定委員会の構成員

- ✓ 計画に盛り込むべき分野や事項は多岐にわたることから、その策定に当たっては、国のガイドラインにおいて、住民や学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等から構成される「策定委員会」を設置することが考えられるとされている。
- ✓ 計画策定済みの市町村が設置している策定委員会についてみると、構成員は下表のとおりであり、単独選択肢では「社会福祉法人」が97市町村で最も多く、次いで「保健福祉の専門職」が96市町村となっている。



4 管内市町村の策定状況

(1) 市町村ごとの状況

- ✓ 令和5年度時点において、釧路総合振興局管内では、「策定済み」が3、「未策定」が5であり、策定率は37.5%となっている。
- ✓ 当管内の策定率は、同年度時点の全道平均64.2%を大きく下回っている状況にある。

策定状況	済み 3	予定 2	未定 3	未策定の主な理由 (策定済みの場合は策定方法)
01 釧路市	○			(地域福祉計画単独)
02 釧路町	○			(地域福祉計画単独)
03 厚岸町	○			(地域福祉計画単独)
04 浜中町			○	人材・ノウハウ不足、策定が必須ではない
05 標茶町		○		-
06 弟子屈町		○		-
07 鶴居村			○	策定が必須ではない
08 白糠町			○	策定が必須ではない、他計画で定めている

(2) 支援の方向性

- ✓ 道内全体では、「未策定」市町村の半数以上が人口5千人未満の小規模町村となっているが、当管内でも概ね同様の傾向が見られる。
- ✓ 未策定の主な理由については、「人材・ノウハウ不足」や「策定が必須ではない(必要性を感じられない)」となっていることから、社協の実践計画と一体的に策定している例を参考にすることで、地域福祉計画の必要性を再認識の上、管内全体で広く策定作業が進むよう、道として助言支援を行っていく。
- ✓ 「策定済み」の市町村については、法定5項目との並びをより意識した見直しが必要と思料される例も見受けられるので、国のガイドラインを目安としつつ、他市町村の計画も参考にすることで、地域の実情に沿った効果的な見直しが行われるよう、所要の情報提供等を行っていく。

第4期
厚岸町地域福祉計画
【令和3年～令和7年度】

令和3年3月
厚岸町

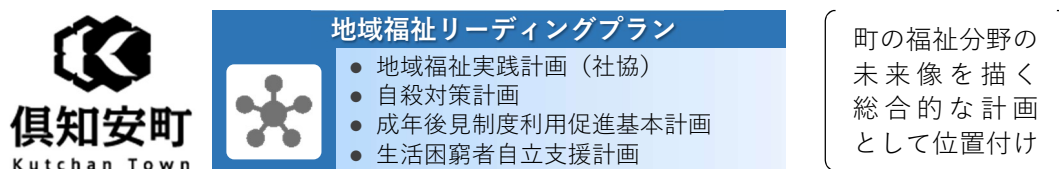
- 管内における比較的近年の策定例としては、厚岸町による地域福祉計画がある。
- 策定に当たっては、国のガイドラインで示された事項に沿うとともに、町の実情を通じて地域福祉を推進していくための指針としている。
- また、包括的な支援体制の整備や8050問題等の複雑化・複合化した課題を抱える方への支援方針を盛り込むなど、昨今の法改正や社会情勢の変化を踏まえた内容になっている。

5 計画策定の効果

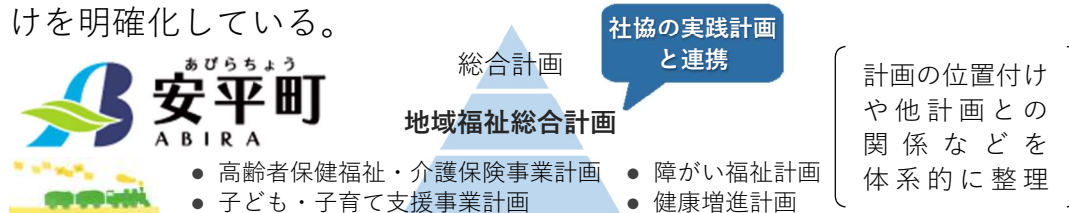
(1) 地域福祉の理念や役割の認識共有

- ✓ 地域福祉計画は、福祉分野のいわゆる「上位計画」とされており、介護保険事業計画や障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等との調和・連携を図って策定される必要がある。
- ✓ そのためには、関係職員が広く地域福祉の理念や計画の役割について認識を共有するなど、市町村行政全体での取組が不可欠であり、これらを実現するための策定例としては、次の計画が挙げられる。

- ① 倶知安町では、計画の名称を「地域福祉リーディングプラン」とし、社協の実践計画や自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画、生活困窮者自立支援計画を一体的に定めている。



- ② 安平町では、計画の名称を「地域福祉総合計画」とし、福祉の各分野における個別施策を総合的・横断的に推進するものであるという位置付けを明確化している。



(2) 進行管理のプロセスを活用した地域福祉の推進

- ✓ 計画に定める取組を着実に推進していくためには、その実施状況を定期的に点検し、分析・評価の上、必要な見直しを行うことが求められる。
- ✓ こうした進行管理は、計画策定委員会と同様の合議体で行うことが多いが、その際、外部からの情報を積極的に評価の参考とすることが望ましいとされており、具体的には、次の取組例が挙げられる。

別海町では、ボランティア活動や居場所づくりなど計画に掲げる施策について、住民や事業所・団体等による「具体的な取組の実践事例」を広く募集しており、報告のあった内容を年度ごとに公表することで、地域福祉に関する活動の輪が町全体に広がるよう努めることとしている。

別海町地域福祉計画



町民、地域、事業所や団体のみなさまへのお願い

地域福祉計画の各施策に掲げる「具体的な取組み」について、出来ることがありましたら、ぜひ実践してください。実践した際は、二次元コードから取組み内容を報告くださいますようお願いいたします。



6 策定に向けた検討の流れ（一例）

(1) 国ガイドラインに沿った主な掲載項目と担当課を一覧化する

- ✓ 地域福祉計画に盛り込むべき内容（法定5項目）は、前記1-(3)に掲げたとおりだが、ガイドラインの性質上、その記載ぶりは一般化・抽象化されているため、これらを具体的な事務事業に当てはめて一覧にするとともに、担当課・係との紐付けを行う。
- ✓ 下表は、国ガイドラインのうち主な（わかりやすい）事項に限って記載したものであり、担当課については、福祉事務所の設置がない町村部を想定し、次の3区分としている。
 - ① 介護保険（地域包括ケアや介護予防等を含む）
 - ② 障がい福祉（生活困窮者支援や民生委員制度等を含む）
 - ③ 児童福祉（手当や保育、保健指導等を含む）

検討の
イメージ
A町の
担当課

1 福祉の各分野における共通的な取組	
● 福祉の各分野で重点的に取り組む施策（一例として相談支援体制）	福祉各課
● 制度の狭間対策（ひきこもり、孤独・孤立）	② 障がい
● 生活困窮者支援（困窮者の早期把握と一次窓口としての機能）	② 障がい
● 共生型サービスや多世代交流の場の整備	① 介護
● 住宅確保要配慮者への対応（新たな住宅セーフティネット制度）	福祉以外
● 就労困難者（高齢者・障がい者・ひとり親家庭等）への支援	② 障がい
● 自殺対策の推進	③ 児童
● 成年後見制度の利用促進（中核機関の設置や市民後見人の養成等）	① 介護
● 再犯防止の推進（福祉的な支援を必要とする人の社会復帰支援）	② 障がい
● 共同募金などテーマ型募金や寄附等の推進	① 介護
● 庁内の部局（福祉・保健・医療）横断的な連携体制の整備	福祉各課
2 福祉サービスの適切な利用の推進	
● 福祉サービスの利用に関する情報提供	福祉各課
● 福祉サービスの評価や情報開示等	① 介護
● 苦情解決など利用者の権利擁護	福祉各課
● 避難行動要支援者の把握（災害時支援）、日常的な見守り支援	① 介護
3 社会福祉事業の健全な発達	
● 事業者による福祉サービスの振興や参入の促進	福祉各課
● 社会福祉法人による公益的な取組の推進	② 障がい
4 地域福祉活動への住民参加	
● ボランティア団体やNPO法人等への活動支援	① 介護
● 民生委員・児童委員の活動支援や福祉活動専門員等の養成	② 障がい
5 包括的な支援体制の整備	
● 地域福祉活動への地域住民の参加支援、相互交流の拠点整備	① 介護
● 地域住民の相談を包括的に受け止める体制の整備	福祉各課
● 多機関協働による包括的な相談支援（チーム支援、協議の場）	福祉各課

(2) 主たる策定課・係を定める

- ✓ 市町村の組織機構上、地域福祉を所管する単独の課・係がない場合、計画の策定課・係をどのように定めるかが課題となりやすい。
- ✓ 地域福祉計画は、複数の分野にまたがる内容を包含しているため、理念的には関係者が連携して策定することが望ましいが、現実的な執筆は、既存の福祉各課のうちいずれかが務めることとなる。
- ✓ 地域福祉は、実務上、「高齢者・障がい者・子ども」といった属性で区分されない、各分野に共通的な（あるいは各分野のいずれかに属しているともいいがたい）福祉施策と捉えられるため、そのうち代表的な取組を所管している部署が策定課・係を担うことが妥当と考えられる。

Point 1

★地域福祉施策のうち代表的な取組を所管している部署を確認

「代表的な取組」とは、6-(1)の表でいうと、一例として次の業務が考えられる。

- 生活困窮者支援
- 共生型サービスや多世代交流の場の整備
- 民生委員・児童委員の活動支援

Point 2

★上記の確認結果等を踏まえて策定課・係を決定

3-(1)「主な担当課の状況」や近隣市町村の動向なども参考にしつつ、①介護・②障害・③児童の中から策定課・係を定める。その他の視点として、3-(2)「計画の策定方法」に記したとおり、地域福祉の推進には社協との連携・協働が重要であるため、同会との関わりの深さなどを勘案することも考えられる。

Point 3

★関係課での認識共有

策定課・係を定めたことについて、①～③の各部署で認識を共有しておく。

この際、6-(1)の表を活用するなどして、策定課・係以外の部署においても、策定作業に関する役割があることを互いに了知しておくことが望ましい。

〔 この検討方法によると、前頁A町の例では、一案として、②の障がい福祉担当課を策定課・係にすることが適当と判断される。 〕

(3) 策定作業の前段として必要なこと (① 策定委員会の設置準備)

- ✓ 地域福祉計画の策定に当たっては、前記3-(4)のとおり、「策定委員会」を設置することとされており、これに加えて、国のガイドラインでは、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保する観点から、委員以外の関係者※の意見を聞くことが適当とされている。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民 ○ 当事者団体 ○ 自治体・町内会、地縁型組織等 ○ 一般企業、商店街等 ○ 民生委員・児童委員、福祉委員等 ○ ボランティア、ボランティア団体 ○ 特定非営利活動法人（NPO）、住民参加型在宅サービス団体等 ○ 農業協同組合、消費生活協同組合等 ○ 社会福祉法人、地区（校区）社会福祉協議会等 ○ 保健・医療・福祉等の専門職（専門機関） ○ 福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等） ○ その他の諸団体 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ※ 委員以外 の関係者 </div>
---	---

- ✓ こうした考え方を踏まえ、道内市町村では、地域の実情に応じた多様な策定委員会が組織されており、主な構成員を集約すると、概ね下表のようなとりまとめ結果となる。

区分	構成員
① 地域住民	公募の委員
② 当事者団体	家族会
	障がい関係団体
③ 地縁組織	町内会
	老人クラブ
④ 経済団体	商工会議所
⑤ 任意団体	ボランティア団体
	市民団体
⑥ 各種法人	社会福祉法人
	NPO法人
⑦ 学識経験者	大学教授
⑧ 法律専門職	弁護士会等の職能団体
⑨ 福祉関係者	社会福祉施設
	介護関係事業所
⑩ 保健関係者	保健所
⑪ 医療関係者	医師会等の職能団体
⑫ 地域福祉関係者	社会福祉協議会
	民生委員・児童委員、保護司
⑬ 保育・教育関係機関	保育所、幼稚園
	校長会
⑭ 行政職員	市町村職員、児童相談所職員等

Point

計画策定年度の早い時期から議論を開始できるよう、構成員の選定手続等は前年度のうちから行っておくことが望ましい。

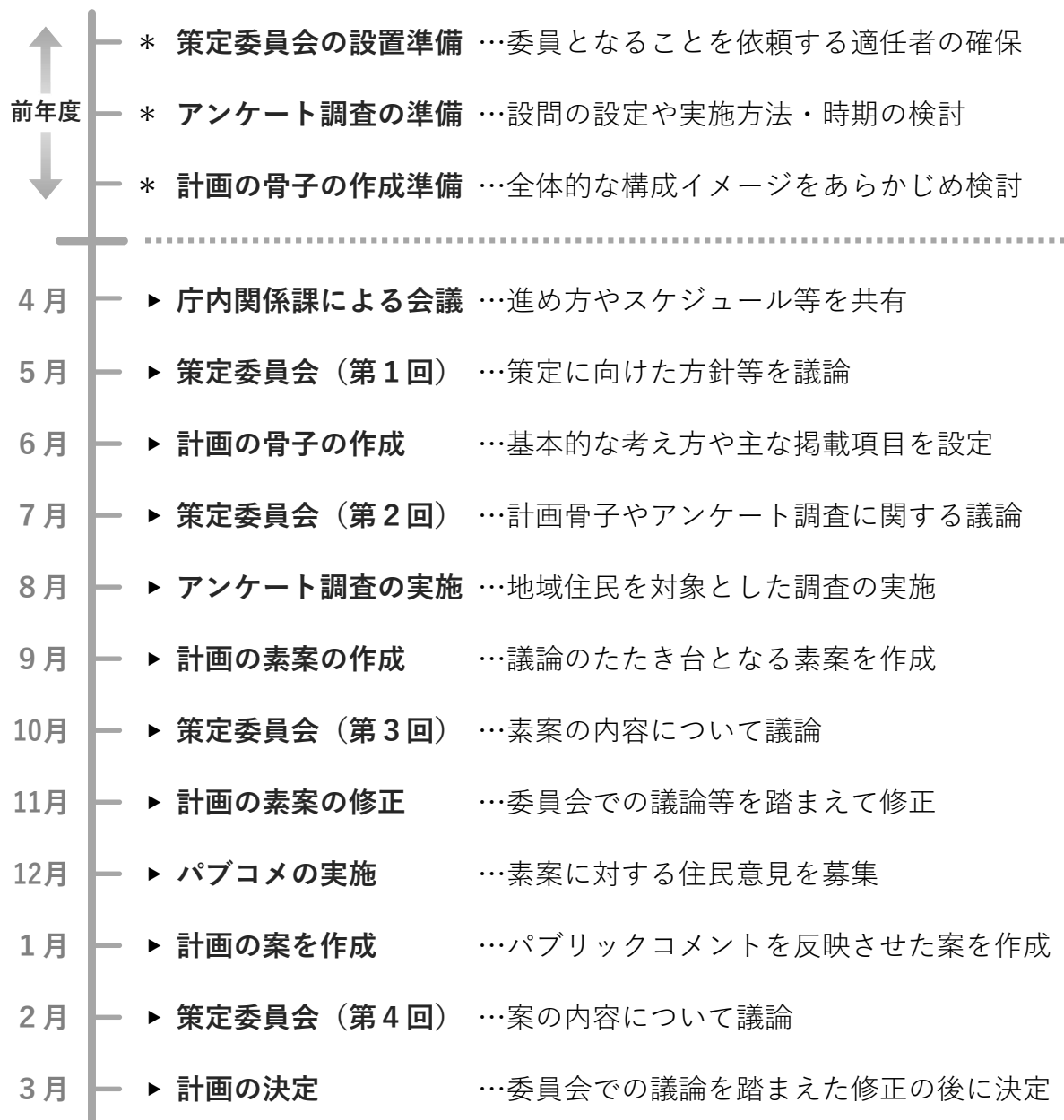
(3) 策定作業の前段として必要なこと (② アンケート調査の準備)

- ✓ 地域福祉計画の策定方針は、前記6-(3)-①に記した策定委員会において定めることとなり、この際、住民等の主体的参加を実現する観点から、アンケート調査等を実施し、地域福祉のあり方に関する住民等の意見を十分に反映させるよう図る必要があるとされている。
- ✓ アンケート調査の内容(設問)に統一的なルールは定められていないが、道内市町村における実施例を集約すると、概ね下表のようなとりまとめ結果となる。

1 回答者における社会生活の状況	
(1) 地域活動(町内会やボランティア、サークル等)に関すること	① 地域活動への参加状況
	② 参加の頻度や実感
	③ 地域活動の今後のあり方
(2) 近所付き合いに関すること	① 近所付き合いの程度
	② 近所付き合いに対する考え方
(3) 生活面の悩みや不安に関すること	① 悩みや不安の内容
	② 主な相談先
(4) 福祉サービスに関すること	① 福祉サービスの情報源
	② 福祉サービスの充実度
	③ 福祉サービスの今後のあり方
(5) 日常生活に関すること	① 日常的な交通手段
	② 知人との交流状況や健康面等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>Point</p> <p>策定委員会の設置準備と同様に、アンケートの内容(設問)に係る検討は、前年度のうちから行っておくことが望ましい。</p> </div>	
2 地域のつながりや協力関係等	
(1) 身近に感じる「地域」の範囲や定義	
(2) 住民相互の支え合いや協力に関すること	① 支え合いに必要なこと
	② 自分ができる手助けの内容
	③ 自分が必要とする手助けの内容
(3) 地域福祉を推進していく上での行政と住民の役割	
(4) 地域共生社会の実現に向けて必要なこと	
(5) 災害時の避難や手助けに関すること	① 自ら避難することができるかどうか
	② 避難行動要支援者への手助けができるかどうか
(6) 地域福祉に関すること	① 地域福祉に対する関心の有無や程度
	② 地域福祉の充実に向けて必要なこと
(7) 日常生活全般に関すること	① 現在の地域生活に対する満足度
	② 現在の地域生活に対する不満点
	③ 安心できる暮らしに必要なこと
(8) まちづくりの方向性に関すること	
3 制度の認知度やあり方等	
(1) 地域福祉に関する制度(生活困窮者支援や成年後見制度等)の認知度	
(2) 地域福祉を担う組織(社会福祉協議会や民生委員・児童委員等)の認知度	
(3) 優先して取り組むべき福祉の分野や施策	
(4) 制度の狭間にある課題を抱える方への対応	
(5) 生活困窮者への支援として必要なこと	
(6) 近年特に着目すべき制度のこと	① 成年後見制度の利用促進
	② 自殺対策の取組
	③ ケアラー・ヤングケアラーへの支援

(4) 検討から策定に至るスケジュールの一例

- ✓ 地域福祉計画を含め、自治体が策定する各種の行政計画は、策定委員会での議論やパブリックコメントの実施など、複数のプロセスを経ることが必要となるため、策定作業は年度を通じたものとなる。
- ✓ 具体的なスケジュールは、各自治体における行政計画の取扱いによって様々であるが、一例として、下表のような流れになることが一般的と考えられる。



Point

一定の事前準備を行っておくことで、策定作業自体は単年度中に完結させることが十分に可能。